



笠岡市議会議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例を可決しました

発議名

笠岡市議会議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例の制定について

令和4年6月定例会において、笠岡市議会議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例の制定について発議があり、原案のとおり可決されました。条例は、令和4年6月28日から施行されました。発議の内容は次のとおりです。

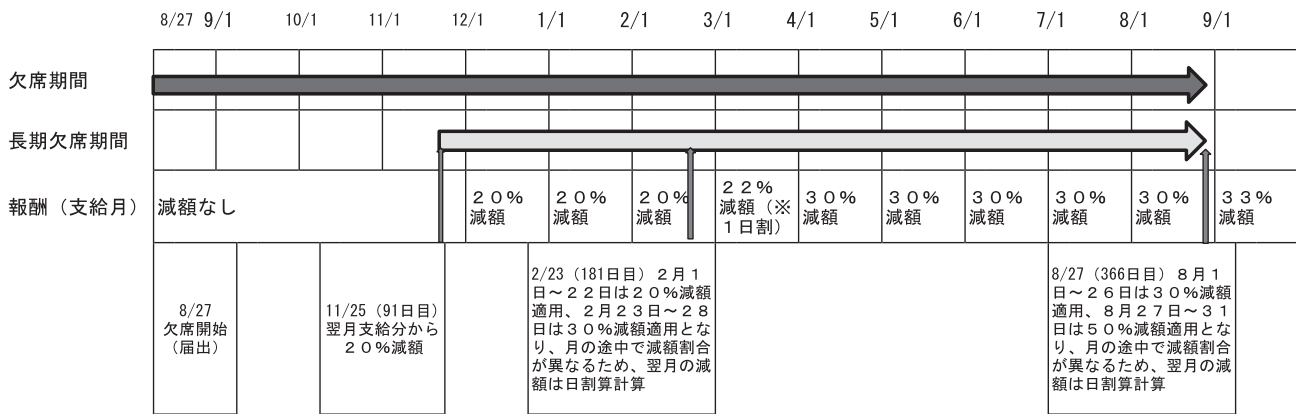
※発議：議会の会議において、議員又は委員会が議事の対象となるべき問題を議長に提出すること。

Q どんな発議なの？

A 議員が欠席のために、その職責を果たすことができない場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、地方自治法の規定により、制定しようとするものです。

議員報酬の減額算定（日割）イメージ

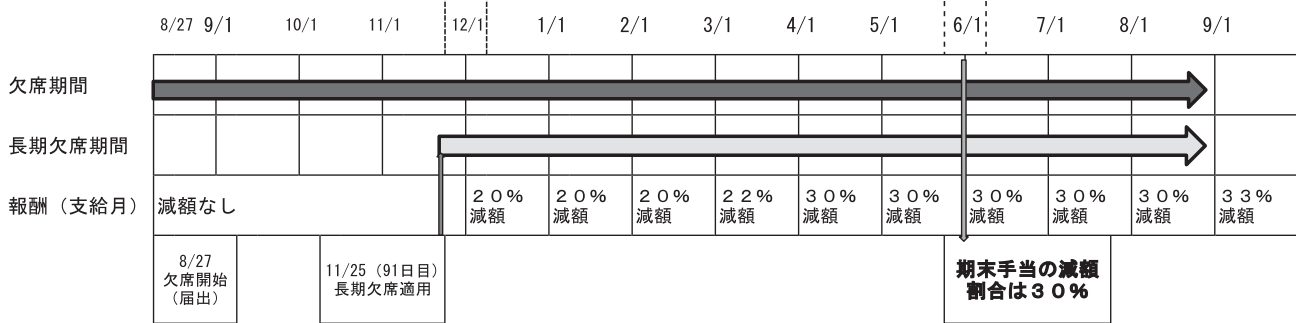
8月27日から翌年8月27日まで（365日間）長期欠席したケース



期末手当の減額算定イメージ

基準日前6か月の長期欠席期間（90日を超える欠席）に応じて算定

6月の算定ケース1：前6か月全て（12月1日～5月31日）長期欠席している場合



6月の算定ケース2：前6か月のうち12月1日～3月31日までの期間、長期欠席している場合

